

松江市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するものほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるものほか、松江市伝統的建造物群保存地区保存条例（令和6年松江市条例第90号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

- (1) 修理 伝統的建造物の特性を維持するために、条例第5条第1項に規定する保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）に定める修理基準に基づく行為をいう。
- (2) 修景 条例第5条に定める保存地区（以下「保存地区」という。）の伝統的建造物以外の建築物等を周囲の歴史的風致に調和させるために、保存活用計画に定める修景基準に基づく行為をいう。
- (3) 外観 通常望見できる屋根、外壁、軒回り及び外部に面する建具等をいう。ただし、修理における屋根及び外壁にあたってはこれらと密接な関係を有する基礎、土台、柱、梁等の主たる構造部材及び下地材を、修景における屋根及び外壁にあたっては下地材を含むものとする。
- (4) 構造耐力上主要な部分 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号の構造耐力上主要な部分をいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象事業、補助対象経費、補助金の交付の率又は上限額、補助対象者及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金
補助金交付の目的	保存活用計画に基づいて行われる保存地区内の伝統的建造物の修理、建築物等の修景、保存活動に係る費用の一部を補助することにより、伝統的建造物の保存を図り、もって本市の文化的向上に資することを目的とする。
補助金の交付対象事業	(1) 伝統的建造物の修理事業 (2) 伝統的建造物以外の建築物等の修景事業

	(3) 保存団体等の活動事業
補助対象経費	別表のとおり
補助金の交付の率又は上限額	別表のとおり。ただし、補助金の金額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
補助対象者	次の要件を全て満たす者とする。 (1) 保存活用計画に基づく事業を行う建築物等の所有者等又は保存活動を行う団体として市長が認める団体の代表者であること。 (2) 市税を滞納していないこと。
終期	令和12年3月31日

(同一の建造物に対する補助)

第4条 この要綱の規定により補助を受けた建築物等に対しては、補助金の交付対象事業の完了の日から起算して5年間は、補助金の交付対象としない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業の種類		補助対象経費	交付の率	上限額
伝統的建造物の修理	建築物	外観保存のための屋根、外壁及び構造耐力上主要な部分(床版及び屋根版の内部表面仕上げを除く。)の修理に係る経費(耐震補強に係る経費を含む。)	8/10 以内	800 万円
	工作物	修理基準に基づく修理に係る経費	8/10 以内	300 万円
	履歴調査・修理計画設計に係る経費		8/10 以内	50 万円
伝統的建造物以外の建築物等の修景	建築物	屋根、外壁等の外観の修景基準に基づく修景に係る経費	6/10 以内	600 万円
	工作物	修景基準に基づく修景に係る経費	6/10 以内	200 万円
保存団体等の活動事業	保存団体等の活動に関するもの	保存地区の住民等により組織された保存団体の活動及び伝統的建造物等の保存技術の向上等を目的とした団体に係る活動に要する経費	10/10 以内	30 万円

備考 伝統的建造物の修理費、伝統的建造物以外の建築物等の修景に係る補助対象経費には、実施設計及び監理に要する経費を含む。